

学校感染症による出席停止及び報告書について

学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条によって、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登校の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任へご提出ください。

①感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。(0564-22-0274)

②感染症にかかったことを証明できる書類の提出

疾病が治癒しましたら、感染症治癒報告書を記入していただき、担任へご提出ください。

③提出時期

治癒後、最初の登校時が原則ですが、困難な場合は後日提出していただきても結構です。

【参考：感染症の種類と出席停止期間の基準】

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウィルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザ Aウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで。
第2種感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザを除く。) 新型コロナウィルス感染症(病原体がベータ コロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</u> <u>発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。</u>
第2種感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第3種感染症		

* 第3種の「その他の感染症」については医師が、出席停止が必要と認める感染症となります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎等も医師が認めれば対象となります。

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなします。

* 周囲への感染拡大を防ぐために必ず医師の指示に従ってください。

令和 年 月 日

感染症治癒報告書(出席停止扱い願)

※ボールペンでご記入ください。

人間環境大学附属岡崎高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名

以下の疾病が治癒しており、医師からの登校許可が下りましたので登校させます。

1 病 名

2 治療を受けた
医療機関名

3 欠席した期間

令和____年____月____日 ~ 令和____年____月____日

保護者氏名(自署) _____

※ 考査時は、医師からの診断書をご提出ください。